

2006年5月14日(日)

与党の再修正案を批判する(1)

12日午前、衆議院法務委員会理事会で、与党は、再修正案を民主党に提出した。その内容は、次のとおりである。

第6条の2 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、《組織的な犯罪集団》の活動《(組織的な犯罪集団(団体のうち、その共同の目的がこれらの罪又は別表第一(第一号を除く。))に掲げる罪を実行することにある団体をいう。》)の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該組織的な犯罪集団に帰属するものをいう。)として、当該行為を実行するための組織により行なわれるものの遂行を共謀した者は、《その共謀をした者のいずれかによりその共謀に係る犯罪の実行に必要な準備その他の行為が行われた場合において、》当該各号に定める刑に処する。ただし、《死刑又は無期若しくは長期五年以上の懲役又は禁錮の刑が定められている罪に係るものについては、》実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

《 》の部分再修正されたところであり、全部で4箇所ある。

この修正により、与党は、共謀の主体を組織犯罪集団に限定し、市民運動、労働組合などは含まれることがないことを明らかにしたというであろう。しかし、これはそうである。この再修正された部分を厳格に検討すれば、このことは明らかになる。

括弧の中は、二つに分かれているが、これは、組織的な犯罪集団を説明したものである。ここで、便宜上、外の括弧を大括弧とし、内の括弧を小括弧と呼ぶことにする。小括弧では、組織的な犯罪集団を、その共同の目的がこれらの罪を実行することにある団体とし、あたかもこれらの罪の実行を目的とする団体に限定したかの外観を呈している。その場合、「共同の」は存在してはならない。つまり、「団体のうち、その目的がこれらの罪を実行することにある団体」であれば、団体の目的として犯罪の実行を掲げていることが要件となるだろう。しかし、ここではそうではなく、「団体のうち、その共同の目的」とされている。では、この「共同の目的」は何を意味しているのだろうか。それは、一定の目的を有する団体のうち、何かを実行する組織の目的を指すのではないか。その組織の共同の目的がこれらの罪を実行することであれば、その組織はこの条文に該当することになる。本文で、「組織的な犯罪集団」と規定し、「組織的な犯罪団体」とはされていないことに注意する必要がある。

株式会社を例にとってみよう。会社は定款でその目的を定めている。したがって、ここで言う組織的な犯罪団体ではない。しかし、ある営業課が販路拡大のためダンプングを行なってでも売ることを相談し、それを実行に移すことを決定した場合には、その営業課の共同の目的がダンプング罪に該当することになるであろう。このように考えると、これは、団体の目的で制限したのではなく、団体のうち、そこに存在する組織の共同の目的で足りることになるだろう。これでは、限定を加えたことにはならない。

このことは、大括弧にある「組織的な犯罪集団の意思決定に基づく行為」についても言えることである。小括弧で、団体の目的としての犯罪団体に限定されているとすると、団体の意思決定となり、それなりの機関決定が必要になる。会社であれば、取締役会の決定が必要になるだろう。しかし、ここではそれが要求されているのではな

く、団体の集団性が要求されているにすぎず、先に述べた組織性で足りることに示しているだろう。そのように考えると、この「意思決定」は、行為としての「共謀」と基本的に変わらないものとなる。つまり、この犯罪集団は、意思決定で共謀するのであり、何も意思決定が先行して存在しなければならないことにはならない。共謀の存在そのものが組織としての意思決定であるという認定は十分に可能であろう。

さらに、小括弧には、別表第一の掲げる罪も対象とされている。ここに含まれるものとしては、公務執行妨害罪がある。なぜ、長期四年以上の罪では足りず、公務執行妨害罪まで、対象犯罪に含める必要があるのだろうか。

小括弧が団体の目的を定めているものとすれば、公務執行妨害罪の実行を目的とする団体が存在することになる。与党の提案者よ。そのような団体は日本に存在するのであるか。このような質問に対しては存在しないと答えるに決まっている。存在しないものを対象に含めることはそれなりの根拠があるのだ。まさに、それは、小括弧が団体の目的ではなく、団体に属する組織の目的を定めているものだからだ。行為の実行を共謀するに際し、その際に発生する警察官とのぶつかり合いにおいて、その排除を容認していれば、公務執行妨害の実行を目的とすることになるのではないか。果たしてこのような判断をしてまでも、公務執行妨害の罪の実行を対象に含める必要はあるのだろうか。

対象集団を広げることは、捜査の主観性を考慮すれば、運動への捜査機関の安易な介入を招くことになる。